

健康保険被扶養者の認定について

東京文具工業健康保険組合

令和2年4月改定版

目 次

- ・ はじめに 3 頁
- ・ 被扶養者認定参考事項 4 頁
- ・ 被扶養者について 6 頁
- ・ 被扶養者の範囲 9 頁
- ・ 国内居住要件フローチャート 10 頁
- ・ 添付書類一覧表 11 頁
- ・ 被扶養者認定日 12 頁
- ・ 収入の対象 12 頁
- ・ 被扶養者の申請の前に確認していただきたいこと . . 13 頁
- ・ 特殊な取り扱い 15 頁
- ・ 自営業・雑収入・その他継続的な収入がある方の認定について . . 16 頁

はじめに

被扶養者の認定に際しては、健康保険法に基づく認定基準があります。

当組合では、従来より、認定対象者の方が認定基準を満たしていることを確認するため、「被扶養者異動届」の届出時に各種添付書類をご提出いただき審査しております。

特に、収入確認や、生計維持関係の確認のための添付書類提出には、被保険者自身の状況によっては、認定対象者以外の方の書類が必要になることもあるため、事業主様をはじめ、事務担当者の皆様にはかなりのご負担になることと思います。

しかし、この審査を怠り、本来、被扶養者になれない方を一度認定してしまいますと、医療費の増加など、健保財政に大きな影響を与えることとなり、結果的に被保険者の皆様の保険料負担増加（保険料率アップ）につながるようになります。

当組合では今後も適正な認定を期すべく、総合的かつ包括的に勘案して被扶養者認定を行いたいと考えております。

皆様には、ぜひ、この点をご理解いただき、引き続き適性な認定にご協力をお願いいたします。

被扶養者認定参考事項

1. 被扶養者の認定

被扶養者とは、健康保険法第3条第7項各号に該当する方をいい、その判断は各保険者（健康保険組合や共済組合）が行うことになっております。被保険者からの申請により、保険者（健康保険組合や共済組合）から被扶養者として認定された扶養親族が保険医療機関などで保険給付を受けることができます。

2. 被扶養者の認定基準

被扶養者の認定は前出の健康保険法第3条第7項各号および厚生労働省の通知・通達等を基準としております。これに基づき各保険者が具体的な取り扱いを行っております。

3. 被扶養者認定後の検認

当組合では健康保険法施行規則に従い、「被扶養者確認調書」による検認を毎年実施しております。

これは、届出によりすでに被扶養者認定を受けている方であっても、引き続き被扶養者として適正であるかを確認するためです。

なお、検認の結果、被扶養者の認定基準を満たさなかった場合や、当組合が求めた、確認に必要な添付書類等が期限までに提出されなかった場合、被扶養者非認定となります。

(参考) 検認（被扶養者確認調書）実施についての法令・通達

● 健康保険法施行規則第50条（被保険者証の検認又は更新等）

保険者（健康保険組合）は、毎年一定の期日を定め、被保険者証の検認若しくは更新又は被扶養者に係る確認をすることができる。

- 2 事業主は、前項の検認若しくは更新又は被扶養者に係る確認のため、健康保険者証又は被扶養者に係る必要な書類の提出を求められたときは、被保険者にその提出を求め、遅滞なく、これを保険者に提出しなければならない。

- 3 被保険者は、前項の規定により被保険者証又は被扶養者に係る確認に必要な書類の提出を求められたときは、遅滞なく、これを事業主に提出しなければならない。

● 厚生労働省保険局通知保発第 1029004 号

被保険者証の検認については、保険給付適正化の観点から毎年実施すること。

● 厚生労働省保険局保険課長通知保発第 1029005 号

被保険者証の検認又は更新に際しては、被扶養者の認定の適否を再確認すること。

4. 被保険者の兄・姉の同居条件の撤廃（平成 28 年 10 月 1 日施行）

被保険者の兄・姉の被扶養者認定の要件として、「被保険者が主たる生計維持者である」ことと、「被保険者と同居していること」となっていたが、健康保険法の一部改正により、「被保険者と同居していること」が被扶養者認定要件から撤廃されました。

5. 国内居住要件の追加（令和元年 8 月 30 日改正省令交付 令和 2 年 4 月 1 日施行）

被扶養者の認定要件として、国内居住要件が加えられました。

これにより、住民基本台帳に住民登録されているかどうか（住民票があるかどうか）で国内居住要件を確認することになりますが、住民票がなくても「国内に生活の基礎が認められるものとして厚生労働省令で定めるもの」はこの要件を満たすこととなります。

被扶養者について

被保険者により生計を維持している被扶養者の疾病等は、被保険者の経済上あるいは精神的な面で多くの負担を与え、被保険者の労働力、生活状態に影響を及ぼすことが考えられます。したがって、これらの保険事故にも保険給付を行う必要があるため、被扶養者制度が設けられています。

健康保険法による被扶養者の取り扱い（法第3条7項より抜粋）

第3条（定義）

7 この法律において「被扶養者」とは、次に掲げる者で、注1）日本国内に住所を有する者又は外国において留学をする学生その他の 注2）日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者として厚生労働省令で定めるものをいう。ただし、後期高齢者医療の被保険者等である者 注3）その他この法律の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者は、この限りではない。

- 一 被保険者の直系尊属、配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下、この項において同じ。）、子、孫、及び兄弟姉妹であつて、主として、その被保険者により生計を維持する者
- 二 被保険者の三親等以内の親族で、前号に掲げる者以外のものであつて、その被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持する者
- 三 被保険者の配偶者で届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者の父母及び子であつて、その被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持する者
- 四 前号の配偶者の死亡後におけるその父母及び子であつて引き続きその被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持する者

注1） 日本国内に住所を有する者

日本の住民基本台帳に住民登録されている者（日本に住民票がある者）は、国内居住要件を満たすものと判断されます。

注2） 日本国内に住所を有しないが（中略）日本国内に生活の基礎があると認められる者

厚生労働省令（健康保険法施行規則 37 条の 2 の規定）により、以下のように定められています。

- 一 外国において留学をする学生
- 二 外国に赴任する被保険者に同行する者
- 三 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者
- 四 被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた者であつて、二と同等と認められる者
- 五 一から四までかかげるもののほか、渡航目的にその他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者

注3) その他この法律の適用除外すべき特別の理由がある者

厚生労働省令（健康保険法施行規則 37 条の 3 の規定）により、以下のように定められています。

- 一 日本国籍を有しない者であつて、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319。以下「入管法」という。）第七条第一項第二号の規定に基づく入管法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動として法務大臣が定める活動のうち、本邦に相当期間滞在して、病院若しくは診療所に入院し疾病若しくは障害について医療を受ける活動又は当該入院の前後に当該疾病若しくは障害について継続して医療を受ける活動を行うもの及びこれらの活動を行う者の日常生活上の世話をする活動を行う者
- 二 日本の国籍を有しない者であつて、入管法第七条第一項第二号の規定に基づく入管法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動として法務大臣が定める活動のうち、本邦において一年を超えない期間滞在し、観光、保養、その他これらに類似する活動をおこなう者

収入がある被扶養者について

被扶養者に関し、特に収入があるものについての被扶養者認定については、昭和 52 年 4 月 6 日保発第 9 号、庁保発第 9 号により取り扱い要領が定められ、認定の公平化と制度の統一的な運用が図られてきました。その後、改正が重ねられ、内容は次のようなものになっています。

(1) 被扶養者としての届出に係る者（以下「認定対象者」という。）が被保険者と同一世帯に属している場合

- ① 認定対象者の年間収入が 130 万円未満（認定対象者が 60 歳以上である者である場合、または概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合にあつては 180 万円未満）であつて、かつ、被保険者の年間収入の 2 分の 1 未満である場合は原則として被扶養者に該当するものであること。

- ② ①の条件に該当しない場合であっても、当該認定対象者の年間収入が130万円未満（認定対象者が60歳以上である者である場合、または概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合にあっては180万円未満）であって、かつ、被保険者の年間収入を上回らない場合には、当該世帯の生計の状況を総合的に勘案して、当該被保険者がその世帯の中心的役割を果たしていると認められるときは、被扶養者に該当するものとして差し支えないこと。

(2) 認定対象者が被保険者と同一世帯に属していない場合

認定対象者の年間収入が130万円未満（認定対象者が60歳以上である者である場合、または概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合にあっては180万円未満）であって、かつ、被保険者からの援助による収入額より少ない場合には、原則として被扶養者に該当するものとする。

- (3) 上記(1)及び(2)により被扶養者の認定を行うことが実態と著しくかけ離れたものとなり、かつ、社会通念上妥当性を欠くこととなると認められる場合には、その具体的事情に照らし最も妥当と認められる認定を行うものとする。

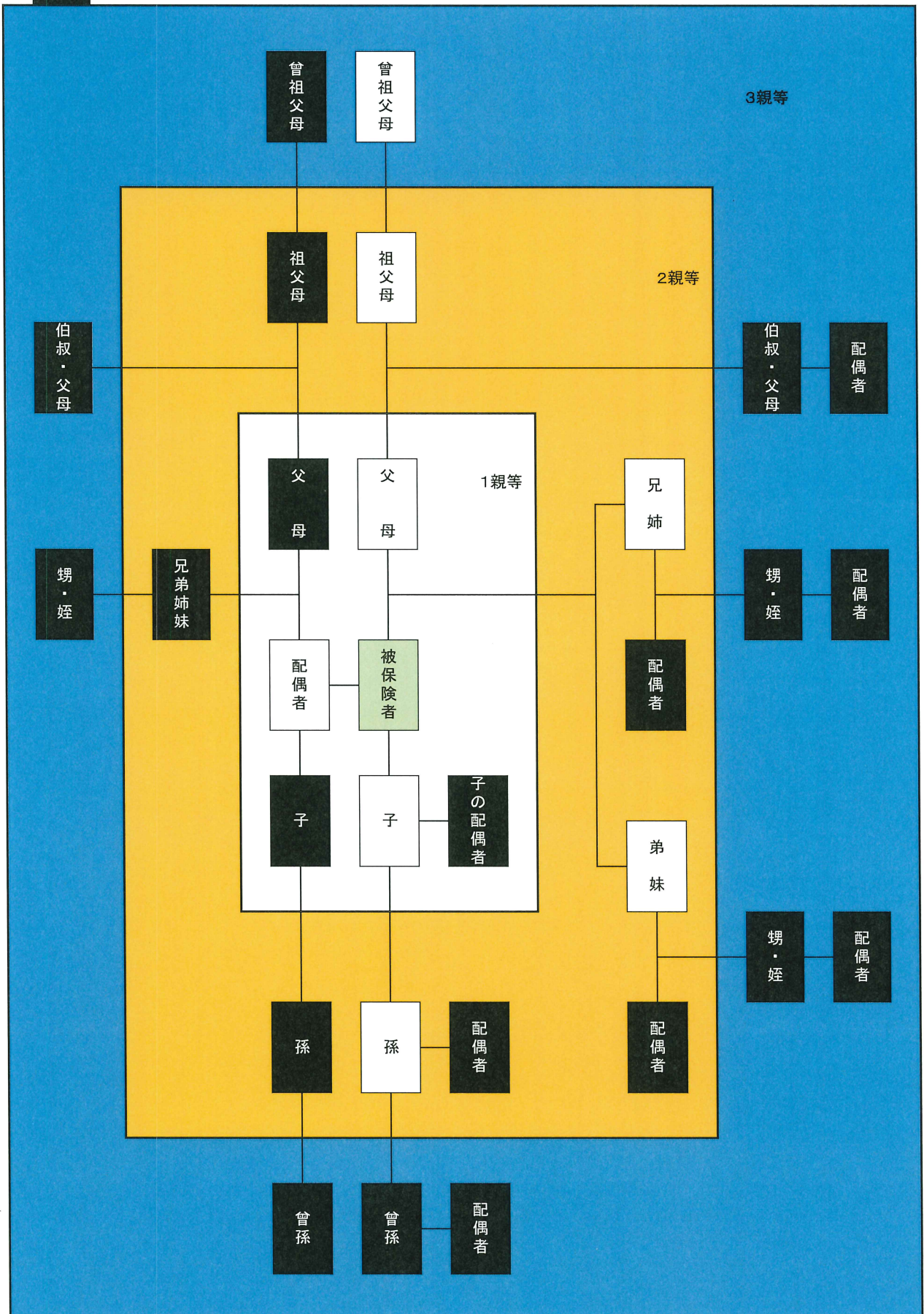
※ 夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定について（昭和60年6月13日保険発第66号、庁保険発第22号）

夫婦が共同して扶養している場合における被扶養者の認定に当たっては、下記要領を参考として、家計の実態、社会通念等を総合的に勘案して行うものとする。

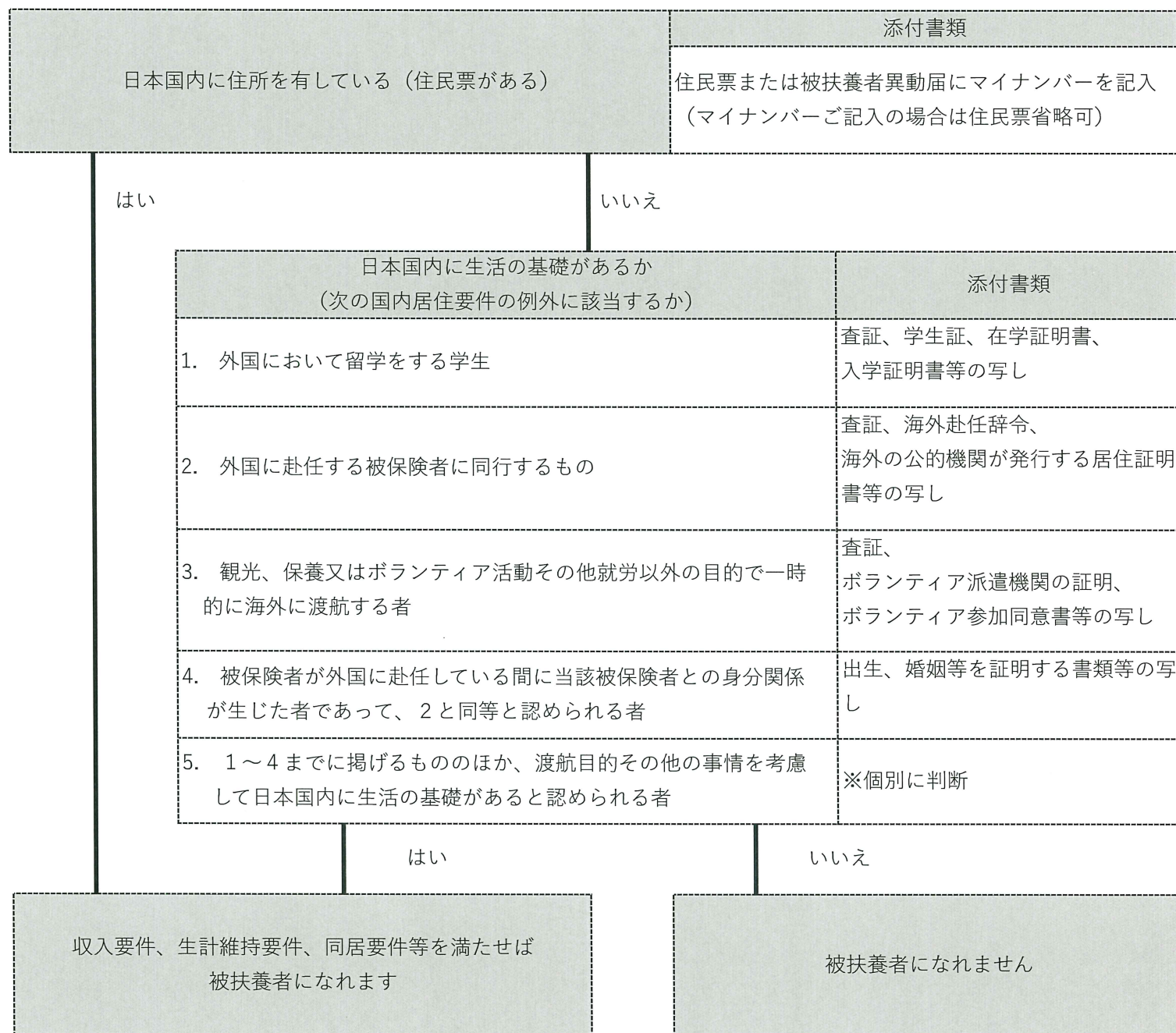
- ① 被扶養者とすべき者の人数にかかわらず、年間収入（当該被扶養者届けが提出された日の属する年の前年の年間収入とする。以下同じ）の多い方の被扶養者とするを原則とすること。
- ② 夫婦双方の年間収入が同程度である場合は、被扶養者の地位の安定を図るため、届出により、主として生計を維持する者の被扶養者とすること。
- ③ 共済組合の組合員に対しては、その者が主たる扶養者である場合に扶養手当等の支給が行われることとされているので、夫婦の双方又はいずれか一方が共済の組合員であって、その者に当該被扶養者に関し、扶養手当又はこれに相当する手当での支給が行われている場合には、その支給を受けている者の被扶養者として差し支えないこと。

《被扶養者の範囲》

※ の表示の被扶養者は同居が条件となります



国内居住要件フローチャート



※ 国内居住要件の確認のためにマイナンバーを記載することにより住民票の省略は可能ですが、身分関係、生計維持関係、同居要件の確認の際に住民票の添付が必要になることがあります。国内居住要件だけでなく、必ず次ページに記載されている「添付書類一覧表」をご確認ください。

添付書類一覽表

添付書類			現況書	(続柄等の記載があるもの) 世帯全員の住民票	戸籍謄本	在学証明書または 学生証の写し	住民税の課税証明書 または非課税証明書	年金支払い通知書の写し	送金に関する証明書	写し職票 (雇用保険受給資格者証)の または退職証明書の写し																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
続柄																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
被保険者(本人)	配偶者		◎				◎	◎		◎																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	子	15歳未満																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
		15歳以上 (中学生を除く)	在学中				◎																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
			その他	同居	◎	◎		◎			◎																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
				別居	◎	◎		◎		◎	◎																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	父母・祖父母		同居	◎	◎		◎	◎		◎																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
			別居	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	兄弟姉妹 孫	15歳未満		◎	◎																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		15歳以上 (中学生を除く)	在学中	同居	◎	◎		◎	◎																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
			別居	◎	◎	◎	◎	◎	◎																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
その他			同居	◎	◎		◎	◎		◎																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
			別居	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
おじ・おば・おい・めい			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	被保険者との同居が条件となります																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
配偶者の	父 母・祖父母		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	被保険者との同居が条件となります																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	兄 弟 ・ 姉 妹		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	被保険者との同居が条件となります																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	おじ・おば・おい・めい		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	被保険者との同居が条件となります																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
※ 被保険者・認定対象者の方の 状況に応じて、この表に記載 されている以外の添付書類を依 頼することがありますのでご了 承ください。			取当組合独自の生活状況等を記入していただく。被保険者の方の		同居被保険者の確認、認定対象者の方との同居の確認および		戸籍謄本は主に被保険者の方の戸籍謄本も必要となる。続柄が		在学中であることを確認させていただきます。		給付税証明書の収入が対象かどうかを同居している方		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認し、年金の支払いが滞りないことを確認		年金の受給額を確認	

※以下を必ずご確認ください！

- 添付書類一覧をご確認の前に、「被扶養者の範囲」(9ページ)、「国内居住要件フローチャート」(10ページ)、「被扶養者の申請の前に確認していただきたいこと」(13ページ)をご確認ください。
- 自営業・雑収入・その他継続的な収入のある方は、上記の添付書類に加えて、別途、税務署の収受印のある、「**所得税の確定申告書**」の写し、「**所得税青色申告決算書の損益計算書**」の写し等、収入・支出それぞれの費用内訳が確認できるものの添付が必要になります。
なお、経費の内訳を確認するために、これら以外の書類の提出を求めることがありますので、ご承知おきください。
- ご申請いただく前に、必ず「自営業・雑収入・その他継続的な収入のある方の認定について」(16ページ)をご確認ください。

被扶養者認定日

被扶養者認定のための届出は、被扶養者を有するに至ったときから5日以内となっております（健康保険法施行規則第38条）。しかし、必要な確認書類を取り寄せていただくためには、この期日内での届出は不可能なこともあります。

そのため、当組合では、一ヶ月以内の申請であれば、遡っての被扶養者認定を行っております。

ただし、一ヶ月以上を過ぎての届出の場合は、被扶養者の認定日は当組合に書類が届いた日（受付日）となります。

収入の対象

収入がある方の被扶養者認定の際、対象となる収入は、住民税の課税または非課税にかかわらず恒常的な収入すべてが対象となります。

1. 給与収入 2. 事業収入 3. 利子収入 4. 株式配当および売却利益
5. 公的年金（遺族年金・障害年金） 6. 雇用保険失業給付 7. 傷病手当金
8. 出産手当金 9. 労災の各種補償年金 10. 企業年金 11. 個人年金
12. 不動産収入（家賃収入等）

ただし、下記のような一時的な収入は、被扶養者認定の際の収入とはみなしません。

1. 一時金で受けた企業年金 2. 退職金 3. 宝くじ 4. 分離長期譲渡所得
5. 遺産相続や贈与による収入 6. 生命保険の満期一時金など

被扶養者の申請の前に確認していただきたいこと

被扶養者の申請の前に、必ず下記の内容をご確認ください。そのうえで、申請に必要な添付書類等のご準備をしてください。

確認の段階で要件を満たしていない場合は、被扶養者認定の対象とはなりません。

1. 国内居住要件の確認

日本に住民票があるか、または、国外に居住している場合でも以下に該当するかをご確認ください。
(添付書類については国内居住要件フローチャートをご参照ください。)

- 一 外国において留学をする学生
- 二 外国に赴任する被保険者に同行する者
- 三 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者
- 四 被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた者であって、二と同等と認められる者
- 五 一から四までかかげるもののほか、渡航目的にその他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者

※五については、健康保険組合へご相談ください。

2. 続柄の確認

被保険者との関係を確認してください。続柄によっては被保険者との同居が条件となります。(被扶養者の範囲を参照してください。)

3. 申請の理由

認定対象者の離職などによる収入の減少なのか、もともと収入が無かった方が同居したことによるものか、他の方の被扶養者になっていたのか、などを確認してください。

4. 同居または別居の確認

認定対象者が被保険者と同居または別居かをご確認ください。別居されている場合は認定対象者の収入よりも多い金額を送金している証明が必要になります。また、続柄により、別居されている場合は被扶養者認定できない方もいます。

5. 認定対象者の年齢

年齢により収入基準が異なりますので、認定対象者の年齢が60歳以上か、60歳未満かをご確認ください。

6. 認定対象者の収入

収入が認定範囲内かどうかを確認してください。

通常は年収130万円未満で被保険者の収入の2分の1未満です。年齢が60歳以上の方と障害年金等の受給者は年収180万円未満となります。

なお、失業給付や傷病手当金などの、日額による収入の場合は、基準とする年間収入額の360分の1未満、パートタイマーやアルバイトによる月額収入がある方は、基準とする年間収入の12分の1未満となります。

収入基準表

認 定 対 象 者	年間収入	月額収入 (年間収入の12分の1)	日額収入 (年間収入の360分の1)
一般(60歳未満)	130万円未満	108,334円未満	3,612円未満
60歳以上 (または、障害年金受給者)	180万円未満	150,000円未満	5,000円未満

また、認定対象者が収入基準を満たしていても、認定対象者に配偶者があり、夫婦合算の収入が基準を上回る場合は被扶養者認定ができません。

夫婦合算収入により被扶養者になれない事例

事例1) 両親ともに60歳以上の場合は夫婦合算で360万円以上

事例2) 両親ともに60歳未満の場合は夫婦合算で260万円以上

事例3) どちらかだけが60歳以上の場合は夫婦合算で310万円以上

7. 同一世帯の中に認定対象者以外の同居者（被扶養者でない配偶者・兄弟・姉妹・おじ・おば等）がいるかどうか。

主たる生計維持者を判定します。

被保険者より収入が多い方がいる場合は、その方の被扶養者となります。

8. 別居している兄弟・姉妹・おじ・おば などから、認定対象者への援助があるか。

援助がある場合は援助金額も認定対象者の収入とみなします。

特殊な取り扱い

1. 配偶者

- ・ 日本人の配偶者で、海外からの転入により、配偶者の住民税の課税または非課税証明書が取れないときは、世帯全員の住民票を添付してください。住民票の前住所の欄で海外居住していたことを確認させていただきます。
- ・ 事実婚（内縁関係）の方の被扶養者申請の場合は、住民税の課税または非課税証明書の他に、同居確認のため、世帯全員の住民票を添付してください。

2. 子供

- ・ 障害年金を受給しているお子さんについて、年金受給額とその他の収入を合わせて年間180万円未満であれば、被扶養者となります。また、障害者施設に入所することにより被保険者と別居している場合は、月々の施設費用負担等を確認することで、被保険者との生計維持関係が認められる場合は被扶養者となります。

3. 父母祖父母

- ・ 特別養護老人ホームに入所されている父母（祖父母）の方で、全額公費負担となっている場合は被扶養者認定の対象にはなりません。
ただし、被保険者が負担金として福祉施設に月々の支払いがある場合は生計維持関係があるものとみなし、被扶養者の認定対象者となります。

自営業・雑収入・その他継続的な収入のある方の認定について

自営業等の方は、本来、皆保険制度上では国民健康保険または国民健康保険組合へ加入することとなっておりますが、健康保険においては、給与所得者であっても基準収入内であれば被扶養者と認められるため、公平性の観点から、自営業者等の被扶養者認定の可否を確定申告書等で判断することとなります。

その一方で、近年のインターネット等の普及により、事業内容が多岐に渡るため、一律の基準をもって自営業者等の収入を判断するのが難しい状況にあります。

このため、当組合では、自営業者の被扶養者認定申請があった場合に、各々の事業内容に鑑み、下記に沿って自営業者の被扶養者認定の審査をいたします。

ただし、収入にかかわらず、従業員を雇っていて、経営者とみなされる場合、または、自営業の事業所が法人事業所であり、その代表者である場合は、収入にかかわらず被扶養者として認定することはできません。

1. 収入について

被扶養者の収入については、年間 130 万円未満（60 歳以上又は障害年金の受給者は 180 万円未満）で、かつ、被保険者の収入の 2 分の 1 未満が条件となっております。給与所得者については、市町村が発行する住民税の課税証明書等で総収入を確認し、認定を行っておりますが、自営業者においては、年間総収入から直接的必要経費のみを控除した額をもって年間収入を判定いたします。

なお、給与所得者の認定の際は、年間総収入で判定し、一切の経費を認めておりません。

2. 直接的必要経費について

控除される直接的必要経費とは、製造業における原材料費や、卸小売業における仕入れ代金など、その費用なしに事業が成り立たない経費のことを指します。ただし、前述のように、近年、事業内容が多岐に渡るため、経費については、申請ごとに事業内容と照らし合わせて当組合で判定しますが、下記に示すものについては、直接的必要経費としてお取り扱いできません。

このため、被扶養者認定において認められる経費と、税法上の経費とは一致しませんのでご理解くださいようお願いいたします。

経費として認められないもの

減価償却費・給与賃金・貸倒金・租税公課・損害保険料・利子割引料・接待交際費・福利厚生費・広告宣伝費・貸倒引当金・雑費・各種控除・青色申告特別控除・専従者控除・研修費・雇入費・農業共済掛金・諸会費・借入金利子・外注工賃・加盟料・衣装・美容代・新聞図書費・会議費・支払手数料・教材費・販売促進費・賃借料 等

うえに記載したもの以外の経費については、事業内容等を勘案して判断いたします。

3. 添付書類

被扶養者異動届に、11 ページの添付書類一覧表に記載された添付書類のほかに、直近の、税務署の収受印がある、「所得税の確定申告書」の写し、「所得税青色申告決算書の損益計算書」の写し等、収入・支出それぞれの費用内訳が確認できるものの添付が必要になります。

なお、経費の内訳を確認するために、これら以外の書類の提出を求めていますので、ご承知おきください。